

令和7年度 岩見沢市役所消防総合訓練実施要領

1 目的

この訓練は、職員の防災意識を高め、非常時における迅速な対応と、職員が自ら進んで防火の備えと点検を実行し、火災の発生を未然に防ぐとともに、有事に際しての安全の確保を目的に実施する。

2 訓練実施日

令和7年9月30日（火）午後3時00分～

3 訓練対象者

本庁舎に勤務する職員（会計年度任用職員を含む。）

4 訓練等内容

- （1）通報訓練
- （2）消火訓練
- （3）避難訓練

5 訓練の方法

想定内容

「9月30日 午後3時00分頃に庁舎1階売店から出火」

（1）通報訓練

- ① 消防署への通報訓練（119番通報）
- ② 庁内放送通報訓練

（2）消火訓練

- ① 避難訓練時に行う訓練
消火器及び屋内消火栓による初期消火訓練
（火災発生の報告を受けた班長の指示を合図に行動開始）
- ② 避難訓練終了後に行う訓練
屋内消火栓取扱訓練（庁舎北側噴水付近芝生にて放水）
※ 屋内消火栓訓練参加者として指名された職員以外の職員も見学者として参加可能

（3）避難訓練等

- ① 火災発生の伝達は庁内放送にて行う。
- ② 職員等は火災の発生を知ったとき、次により行動する。（行動開始は、庁内放送終了後とする。）

ア 避難誘導係に指名された職員及び保安要員に指名された職員以外の職員は避難誘導係員の指示に従い避難場所（庁舎東側来庁者駐車場芝生）へ避難すること。

イ 避難誘導係員に指名された職員は、自衛消防班長の指示に基づき、職員等の避難誘導を実施し、避難場所となる庁舎東側来庁者駐車場芝生まで誘導する。

この場合、避難者の確認を容易にするため班毎に集合すること。

ウ 本庁舎の防火シートシャッターの降下は、あらかじめ自衛消防班長から指名された職員がその任にあたり、任務完了後に避難すること。（本訓練においては、シャッターの降下は行わず、コーンを設置することとする。）

エ 保安要員に指名された職員は自室に残り、通常業務を行う。

③ 避難完了後、各自衛消防班長は速やかに当該班の職員等の避難状況を掌握し、本部の総括班長（総務課長）へ報告すること。

④ 本部の総括班長は、各自衛消防班長からの報告内容を集約し、自衛消防隊長へ報告する。

6 その他

（１）当該訓練は有事に備えて実施することを認識し、緊張感を持って訓練に臨むこと。

（２）雨天等の場合は、当日に実施の有無を決定し、各自衛消防班長に通知する。

※ 雨天の場合は、規模を縮小（庁舎 1 階西側自衛消防班のみ）しての消防訓練を実施予定

消防訓練は自衛消防責任組織等の一部を次のとおり変更して実施する。

1 本部については、総括班と避難誘導班の 2 班体制とし、警戒班、救護班は設けないこととする。

2 当該訓練では、庁舎 1 階西側自衛消防班を主体に実施し、搬出班は設けないものとする。

3 通常の火災発生時には、自衛消防班からの連絡を受け、総務課において防災システムの「火災ボタン」を押し、避難放送、自動ドアの開放、電子錠の開錠、グリルシャッターの開放（閉鎖時）、エレベーターの 1 階停止等を発動させるが、今回の訓練においては、セキュリティの問題等を踏まえ、避難放送以外の動作は制御することとする。